

信州大学キャンパス・コード

平成17年6月15日

信州大学は、人々の福祉の向上、多様な文化・思想の受容、自立した個性の尊重等を「理念」として謳うとともに、人権侵害、差別・偏見又はハラスメント（嫌がらせ）等のないキャンパスづくりに取り組んでいます。

信州大学は、これらの「理念」と取組みに応じ、教育・研究等の諸活動、修学・就業その他、集団・個人の行動等において、人権侵害、差別・偏見又はハラスメント（嫌がらせ）等を起こすことなく、かつ、それらの根絶をめざす基本的指針を掲げ、ここに〈キャンパス・コード〉を定めます。

○ 個人を人間として等しく尊重します。

信州大学とその構成員は、出身、職種、民族、国籍、母語、氏名、性（ジェンダー・アイデンティティー、性的指向を含む）、身体、年齢等による差別を容認せず、個人を人間として等しく尊重します。

○ 学問・言論の自由を尊重します。

信州大学とその構成員は、人間の尊厳を第一に考え、学問・言論の自由を尊重します。それらを阻害する基本的な人権の侵害、名誉の毀損、又は差別・偏見等をもっぱら助長する行為・言動には、厳正に対処します。

○ 性差別の根絶をめざし、男女共同参画を推進します。

信州大学とその構成員は、人間は平等で、男女は同権であるという原則を重視し、セクシュアル・ハラスメントを含む性差別の根絶をめざし、男女共同参画の推進に取り組みます。

○ 人権侵害等を防止します。

信州大学とその構成員は、人権侵害、差別・偏見又はハラスメント（嫌がらせ）等を容認せず、防止に努めるとともに、それらの行為・言動に対しては厳正に対処します。

○ 権利・権限を適正に行使します。

信州大学とその構成員は、修学・就業上において、身分・職種・職位等に由来する権利・権限を濫用せず、かつ、それらによる妨害又はハラスメント（嫌がらせ）等が誘発されることがないように、適正に行使します。

○ プライバシー等を保護します。

信州大学とその構成員は、人権侵害等の救済と対処に際して、当事者・関係者のプライバシー・名誉等が確実に保護されるよう適切に対処します。

附 則

- 1 このコードは、平成17年6月15日から実施する。
- 2 このコードに反する行為により重大な人権侵害又は本学の業務に著しい支障が引き起こされた場合には、国立大学法人信州大学職員就業規則（平成16年国立大学法人信州大学規則第2号）、国立大学法人信州大学非常勤職員就業規則（平成16年国立大学法人信州大学規則第3号）、信州大学学則（平成16年信州大学学則第1号）、国立大学法人信州大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成16年国立大学法人信州大学規程第27号）その他関係諸規程に則って対処する。
- 3 このコードの改正又は廃止は、国立大学法人信州大学イコール・パートナーシップ委員会における検討の後、国立大学法人信州大学教育研究評議会の議を経て、学長が行う。